

## タイ商標法改正（2016年7月28日施行）

特許業務法人深見特許事務所 商標意匠法律部

タイの商標法が、大幅に改正され、2016年7月28日より施行されました。

主な改正点は、以下の通りです。

(1) 標章の定義が拡大され、保護対象に音商標が含まれました（第4条）。

(2) 一商標多区分制度が導入されました（第9条）。

(3) 識別力の基準が規定されました（第7条（2））。造語、数字、文字及び図形を含み、商品/役務の内容や質を直接的に記述するものでない商標は本来的に識別力を有するとされました。商品の必然的形状ではなく、機能的に必要でもなく、商品の価値を付与するものでない形状や立体的形状は識別力を有すると推定されます。識別性を有さない標章（音なども含む）であっても、使用により公衆によく知られる程度になれば、識別力が認められます。（第3条（5））。（当所注：今回の改正によりタイの厳しい識別力の判断の実務が変更したかどうかについて関心があるところですが、タイの知財事務所から、「変更はない」旨の情報を得ました。今後の実務の状況を見守る必要があるようです。）

(4) 複数の同一又は類似の商標出願がある場合、従来、審査官は誰が商標権者となるか協議を命令することができましたが、改正後はこの協議期間が廃止され、審査官は後願者に通知した上で、先願商標の審査を行います。つまり、先願の審査が終わるまで後願の審査が中断されます。

(5) 連合商標制度が廃止されました。これに伴い、個別に登録の商品又は役務の全部又は一部移転が可能となりました。

(6) 拒絶理由通知の応答期間、拒絶査定不服審判の請求期間、異議申立期間及び答弁書提出の期間が、従来の90日から60日に短縮されました。ディスクレマーの提出期限も、局指令の日から同様に60日に変更されました。

(7) ライセンス契約の終了は、従来は当事者の合意によるものとされていましたが、改正後は、特段の定めがない限り商標権の移転によりライセンス契約が終了しない、とされました。

(8)商標登録の更新について6か月間のグレースピリオド（猶予期間）が認められました。すなわち、グレースピリオド期間中に20%増の更新登録料を支払うことにより、更新が可能です。グレースピリオド期間中に更新されなかった場合、存続期間満了日に遡及して商標権が消滅します。

(9) 印紙代が改訂されました。（THB：タイバーツ）

- ・ 出願：各区分5個以内の商品/役務毎に THB1,000  
各区分6個目以上の全商品/役務に THB9,000
- ・ 登録：各区分5個以内の商品/役務毎に THB600  
各区分6個目以上の全商品/役務に THB5,400
- ・ 更新：各区分5個以内の商品/役務毎に THB2,000  
各区分6個目以上の全商品/役務に THB18,000

例えば、出願において第5類の商品を4個と第9類の商品を10個と第41類の役務を6個指定して出願する場合、印紙代は以下のようになります。

第5類の印紙代 THB1,000×4

第9類の印紙代 THB1,000×5+THB9,000

第41類の印紙代 THB1,000×5+THB9,000

合計 THB32,000

(9) 真正品のパッケージを用いた商品の詰め替えは、他人の商標等を公衆を欺罔するために模倣したとして、4年以下の禁固若しくは40万バーツの罰金またはその両方の罰則が科されます（第109条/1）。

なお、マドプロ加盟に向けてマドリッドプロトコルに基づく国際登録に関連する規定が新たな章を設けて追加されますが、施行は2017年中頃の予定です。